

11月17日(日)、井手小学校、多賀小学校、玉川保育園、自然休養村管理センターで井手町防災訓練を行いました。(P02)



目次

木造住宅耐震診断士派遣事業のご案内	P03
商品券購入引換券の申請はお済みですか？	P03
ご存じですか？「民生委員・児童委員」	P05
乳がん・子宮頸がん検診まだ受けられます！	P08
年末火災防止運動を実施します	P10

町の人口(12月1日現在)

男性	3,583人
女性	3,837人
計	7,420人

広報いで IDE TOWN PUBLIC RELATIONS

12

令和元年 12月

2 0 1 9

No.567

広報いで



文化活動の集大成を披露

第40回井手町文化祭

11月2日(土)と3日(日)の2日間、自然休養村管理センターと府立山城勤労者福祉会館一帯で第40回井手町文化祭が開かれました。

会場では、保育園児やコーラスグループの舞台発表をはじめ、和太鼓や大正琴などの演奏が繰り

上げられたほか、青少年の主張大会や調べる学習コンクール表彰式、各サークル・教室の作品展、農作物等品評会、健康のつどいなども行われ、大いににぎわいました。

また各種団体などによる模擬店も人気を集めるなど、会場を訪れた多くの人



開会式で祝辞を述べる汐見明男町長



開会式であいさつする福田宏司文化祭実行委員長



盛り上がった舞台発表

たちが文化の秋を堪能しました。

261柱の冥福祈る 井手町戦没者追悼式

井手町戦没者追悼式が10月25日(金)、自然休養村管理センターホールで行われ、遺族や関係者らが戦没者261柱の冥福を祈るとともに、恒久平和への誓いを新たにしました。

会場では、参列者全員で黙とうを捧げたあと、汐見明男町長が式辞を述べました。また来賓の方々が追悼の辞を述べられたあと、参列した方々が壇上の追悼の標に献花し、



自然休養村管理センターで営まれた戦没者追悼式

戦没者の冥福を祈りました。

震災想定し 4会場で防災訓練

11月17日(日)、井手小学校、多賀小学校、玉川保育園、自然休養村管理センターで井手町防災訓練を行いました。

全会場合わせて約500人が参加され、巨大地震による災害に備えて、避難や負傷者の応急処置、消火作業の訓練などを実施しました。

今回の訓練は、南海トラフ地震により、木津川沿いの地域を中心に家屋倒壊など大きな被害が発生したほか、京都府南部地域の広い範囲で同様の被害が発生したため、他府県などからの支援が難しい状況を想定。

災害対策本部や避難所の開設訓練をはじめ、それぞれの会場では、自主防災組織や消防団、京田辺市消防署井手分署、住民の皆さんによる避難訓練や応急手当の訓練、消火器やバケツリレーによ



消火器の取り扱いを体験する参加者皆さん(玉川保育園)



応急処置訓練に臨む参加者の皆さん(井手小学校)

る消火訓練をはじめ、小型ポンプ積載車による放水訓練などが繰り広げられました。
また非常食の炊き出しも行われ、参加した皆さんが試食されました。

井手町木造住宅耐震診断士派遣事業のご案内



木造住宅の耐震診断を希望される方に対し、耐震診断士を派遣します。

<補助対象> 次の要件すべてに該当する木造住宅。

- ①住戸の半分以上の床面積が住宅として使用されているもの。
- ②昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
- ③自己診断（誰でもできるわが家の耐震診断）の評価が9点以下であるもの。

<必要な費用> 3000円（診断一戸あたりの自己負担）

<申込期間> 令和2年1月31日（金）まで

木造住宅耐震改修等の補助を行います

耐震改修

- ・耐震診断結果が1.0未満のものを改修後1.0以上に向上させるもの。
※耐震診断については、井手町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成18年井手町告示第24号）に基づいた耐震診断士又は建築士によるものに限る。

簡易耐震改修

- ・屋根を軽量化すること等簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの。
- ・費用の4/5（最高100万円）を補助します。

耐震シェルター設置

- ・住宅が倒壊しても居室内の安全性を確保するもの。
- ・費用の3/4（最高30万円）を補助します。
※補助対象となる耐震シェルターについては、ホームページをご覧ください。

<補助対象>

次の要件にすべて該当する木造住宅。

- ①住戸の半分以上の床面積が住宅として使用されているもの。
- ②昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
- ③町税等の滞納がない者であること。

<申込期限>

令和元年12月27日（金）まで。※受付件数には限りがあります。
お問い合わせは 建設課（Tel 82-6167）まで。

商品券購入引換券の申請はお済みですか？

令和元年10月1日から消費税の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の方を対象に「井手町プレミアム付商品券」を1冊500円券10枚綴り5,000円分を4,000円で販売しています。※1冊より購入可能、最大5冊まで購入には、**購入引換券が必要です**。購入引換券の発行には、**申請が必要です**。

購入引換券の申請対象者と思われる方には、申請書を送付しています。

申請期限内に必ず申請して下さい。

申請期限：令和元年12月27日（金）まで（土・日を除く）

申請窓口：井手町役場住民福祉課

なお、平成28年4月2日から令和元年9月30日生まれのお子さんをお持ちの世帯の方については、購入引換券を直接郵送しています。お手元に届いていない方は、お問い合わせください。

申請がお済みの方は、後日、書留にて購入引換券を送付します。

届きました購入引換券、購入代金、本人確認書類（免許証・保険証など）をご持参のうえ、販売窓口にてご購入してください。※代理人の場合、代理人の本人確認書類と委任状が必要です

販売窓口：井手町役場住民福祉課

**販売日時：令和2年2月28日（金）まで（土・日・祝日、年末年始を除く）
午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く）**

★商品券のご使用際、お釣りはできません。

★使用期限（令和2年2月29日まで）を過ぎた商品券の利用及び払い戻しは出来ませんので、ご購入の際注意してください。

問い合わせ先 住民福祉課（Tel 82-6164）



町税の納付は 便利・確実・安心の口座振替をご利用ください

町税の納付には、便利で確実な口座振替による納付をおすすめします。納付のために役場や金融機関等へ行かなくても、納期限日にお申込みされた預貯金口座より納税することができます。役場や金融機関の開いている時間になかなか行けない方や現金を持ち歩くのが不安といった方など、納め忘れのない口座振替をぜひご利用ください。

口座振替の手続きは、役場及び町内の金融機関にある「町税等の口座振替自動振込み納付依頼書」に必要事項をご記入のうえ、下記「ご利用いただける金融機関」窓口でお申し込みください。

●ご利用いただける税目

町府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付にご利用いただけます。

●ご利用いただける金融機関

南都銀行・京都銀行・京都中央信用金庫・京都やましろ農業協同組合・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行（郵便局）

●手続きに必要なもの

- ・納税通知書や納付書などの通知番号と納税義務者がわかるもの
- ・預貯金通帳
- ・通帳届出印

●お問い合わせ先

町府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税に関するお問い合わせは税務課（Tel 8 2 - 6 1 6 3）
国民健康保険税に関するお問い合わせは保健医療課（Tel 8 2 - 6 1 6 6）まで。

■仕事や暮らし、お金のこと等でお困りの方へ 一人で悩まず、まずはお電話をください

京都府内各保健所では、さまざまな家庭の問題について専門の相談員がお一人おひとりの困りごとに寄り添いながら、生活の立て直しに向けた支援を行っています。

どうにもならなくなるまで頑張らず、早めにご相談下さい。家族全体の中で課題を整理しながらプランを作成し、継続的にサポートさせていただきます。相談は自宅、役場等どこでも可能です。

※例えばこんな家庭は、
徐々に困窮状態におちいる可能性があります

夫、妻二人世帯で妻は精神疾患があり家計管理が十分出来ない。夫は今まで家のことはすべて妻にまかせ、自由にお金を使っていたため計画的な判断が出来ない。また自ら行動を起こそうというタイプではない。

- ☆相談窓口 京都府山城北保健所綴喜分室 地域福祉担当 荻野
- ☆住所 〒610-0331 京田辺市田辺明田1
- ☆電話 0774-63-5745 FAX、0774-62-6416
- ☆対象者 井手町にお住まいの方（生活保護受給中の方を除く）
（相談は、土日祝日、年末年始を除く午前9時～正午、午後1時～4時）



ご存じですか？地域の身近な相談相手 「民生委員・児童委員」

民生委員制度は、大正6年に岡山県において創設された済世顧問制度からはじまり、平成29年に制度創設100周年の節目を迎えました。「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、社会福祉の増進のため地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねていて、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じたり、支援をしています。また、「主任児童委員」は民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当しています。

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある方、高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

12月6日(金)、山吹ふれあいセンターで、井手町民生委員・児童委員の委嘱伝達式・退任式が行われました。今回委嘱された委員さんは下記の方々と、任期は3年(令和元年12月1日～令和4年11月30日)です。

民生委員・児童委員名簿 (令和元年12月1日現在、敬称略)

地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
玉水	中谷 保	北	林田 正	主任児童委員(井手)	古川 幸子
玉水	八幡 朋子	南	中谷 英輔	主任児童委員(多賀)	大面 ますみ
玉水	飯田あや子	南	木村 陽子		
水無	杉山 明昌	南	西島 正道		
高月	田中真理子	南	西島貴志子	退任された方々	
上井手	前田 育子	東部	八木真知子	石垣	中坊 恵美子
田村新田	南本 宏昭	東部	高田 勇	北部	北澤 囃彦
石垣	有村 博文	西部	岩城 喜和	主任児童委員(井手)	小川 成美
石垣	藤林 栄美子	南部	八木 昇	主任児童委員(多賀)	村田 欣子
北	松本佐知子	南部	八木久美子		
北	西田 夢路	北部	窪田 政美		
北	上島 勝廣	北部	奥田 恭子		

国民年金Q&A

Q、国民年金保険料は 社会保険料控除の対象になりますか？

A、国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。日本年金機構は、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を、毎年11月上旬に被保険者の方へ送付しています。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての問合せは、ねんきん加入者ダイヤル0570・003・004へお電話ください。(注)一般固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただく事ができます。050から始まる電話の方は、03・6630・2525へおかけください。

専用ダイヤルの受付時間は月曜日～金曜日午前8時半～午後7時・第2土曜日午前9時半～午後4時です。(注) 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日(1月3日はご利用いただけません)。

給与支払者の皆さまへ 給与支払報告書の提出・ 個人住民税の特別徴収の実施について

○給与支払報告書の提出について

給与支払者（会社や個人事業主等）は、従業員（パート・アルバイト・役員等を含む）の給与支払報告書（総括表・個人明細書）を毎年1月31日までにそれぞれの従業員の1月1日時点の住所地の市町村へ提出していただく必要があります。提出・記載漏れ等ないようお願い申し上げます。

なお、eLTAX（地方税ポータルシステム）によって給与支払報告書をインターネット経由で提出することもできます。ぜひご利用ください。（eLTAXについて詳しくは、地方税共同機構ホームページ URL：<https://www.eltax.lta.go.jp/> をご参照ください。）

○個人住民税の特別徴収について

個人住民税とは、個人の市町村民税と都道府県民税の総称であり、前年の所得に応じて課税されるもので、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村へ納付していただくものです。

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村へ納入する制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。（給与支払者や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません。）また、井手町を含む京都府内の全市町村では、個人住民税の特別徴収について、原則としてすべての給与支払者（事業主）に対して、特別徴収義務者として指定し、特別徴収の実施の徹底を図っています。

○特別徴収のメリット

- ・ 個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように給与支払者の方が税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。
- ・ 従業員の方は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- ・ 年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収（納税義務者が直接納付）より1回あたりの負担額が少なくなります。

○特別徴収の対象外とすることができる方

次の場合は、特別徴収の対象外とすることができます。

(a. ～ e. は従業員、f. は給与支払者)

- a. 退職者又は退職予定者（5月末日まで）
- b. 毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない方（例：前年中の給与の支払額が100万円以下の方）
- c. 給与の支払いが不定期な方（例：給与の支払いが毎月ではない）
- d. 他の事業所から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方
- e. 専従者給与が支給されている方
- f. a. ～ e. に該当する方を除いた受給者総人員が2人以下の給与支払者

○手続き等

普通徴収となる従業員がいる場合は、前記 a. ～ f. の理由に該当する人数を記載した「個人住民税の普通徴収への切替理由書（兼仕切紙）」を給与支払報告書とともに提出してください。また、給与支払報告書（個人明細書）の摘要欄にも、普通徴収への切替理由に該当する符号を記載してください。（記載方法等詳しくは、井手町ホームページ URL：<http://www.town.ide.kyoto.jp/soshiki/zeimuka/kojinjuminzei.html> をご覧ください。）

*お問い合わせ先 税務課（TEL 82-6163）



税務課からのお知らせ

家屋の固定資産税（都市計画税を含む）は、毎年1月1日現在に所有されている方に課税されることから、固定資産税を適正に課税するため、令和元年中に下記要件を満たした家屋を新築・増築・取り壊しをされた場合や、相続等により未登記家屋の所有者を変更された場合は、12月中に税務課までご連絡ください。

固定資産税の対象となる「家屋」の要件

- 家屋の要件は、定着性・外気分断性・用途性の3つを備えているものです。
- ・定着性とは、基礎などにより土地に定着しているものをいいます。例えば、基礎がなく庭に置いているだけのプレハブ物置は「家屋」に該当しません。
 - ・外気分断性とは、屋根及び外周壁を備えているものをいいます。例えば、屋根と柱だけのカーポートは、外周壁はありませんので「家屋」には該当しません。
 - ・用途性とは、建物が目的とする用途（居住・作業・保管等）のために利用できるものをいいます。実際に使用しているかどうかは問いません。

●新築・増築されたとき

日程調整のうえ、職員が訪問して家屋調査を行いますので税務課までご連絡下さい。（すでに家屋調査が終了している家屋については不要です。）この調査は、固定資産税の基となる評価額を適正に算出するために行うものですので、ご協力をお願いします。（調査の際は、建築図面等資料のご提供をお願いいたします。）

なお、車庫や物置、建築確認申請の必要のない10㎡未満の建物であっても、上記『固定資産税の対象となる「家屋」の要件』を満たしていれば課税対象となります。

●取り壊しされたとき

「建物滅失届出書」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。ただし、登記されている家屋を取り壊しされた場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた家屋については、この届出は不要です。

●相続等により、未登記家屋の所有者を変更されたとき

「未登記建物所有権移転届」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も変更前の所有者に課税されてしまうことになります。

*お問い合わせは、税務課（TEL 82-6163）まで。

令和2年度 井手町建設工事等一般競争（指名競争） 入札参加資格審査申請について

- | | |
|----------------|--|
| (1) 受付種別 | 町内業者
(土木・建築・舗装・水道・電気・その他、コンサルタント、物品、一般廃棄物)
町外業者
(工事、コンサルタント、物品) |
| (2) 有効期間 | 町内業者 1年間（令和3年3月31日まで）
町外業者 2年間（令和4年3月31日まで） |
| (3) 作成要領配布期間 | 平令和元年11月25日（月）～令和2年1月31日（金）
※作成要領につきましては、井手町ホームページからダウンロードできます。 |
| (4) 参加申請受付期間 | 令和2年1月7日（火）～令和2年1月31日（金）
午前9時～正午・午後1時～4時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く) |
| (5) 受付場所及び問合せ先 | 井手町役場 建設課
〒610-0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67
(TEL 82-6167) |

受けよう がん検診 守ろう 大切な家族の笑顔

がんは、早期発見すれば**90%**以上が治ります

乳がん・子宮頸がん検診まだ受けられます！

検診をご希望の方は、6月に全戸配布した「各種健（検）診のお知らせ」にある申込みはがきでお申し込みください。また、はがきがない方は、保健センターまでご来所ください。

検診名	対象	申込み期限	実施日	実施場所
乳がん検診 (2年に1回)	40歳以上の女性で、前年度受診していない方	令和2年2月14日まで	令和2年2月末日まで	田辺中央病院・京都八幡病院・男山病院・山城総合医療センター・宇治病院他
子宮頸がん検診 (2年に1回)	20歳以上の女性で、前年度受診していない方	令和2年2月14日まで	令和2年2月末日まで	田辺中央病院・井出産婦人科・佐々木レディースクリニック他

乳がん検診とは…

女性では罹患率（病気にかかる確率）が最も高いのが乳がんです。40～50歳代の女性に多く、50歳前後にピークを迎え、その後次第に減少することが特徴です。治りやすいがんといえますが、転移しやすく死亡率も増加傾向にあるため、早期発見が重要です。マンモグラフィは専用のX線検査で乳房を挟んで撮影します。

子宮頸がん検診とは…

子宮頸がんは20～30歳代の女性に急激に増えています。その原因はHPV（ヒトパピローマウイルス）感染であり、ウイルス自体は多くの女性が感染します。その中の一部が子宮頸がんを引き起こすといわれています。細胞診は子宮頸部（子宮の入口付近）をブラシやめん棒で軽くこすり、その細胞を顕微鏡で調べる検査です。

問合せ先 井手町立保健センター（Tel 82-3385）

12月21日（土）
冬至の日

ゆず湯

やります！

ゆずには血行を促進する成分や、鎮痛作用のある成分が含まれています。

さらにビタミンCも豊富なため、湯につかり全身からこれらの成分を吸収することで風邪をひきにくくする効果があるといわれています。

冬至の日はいで湯にぜひお越しください！

<入浴料>

大人 150円

子ども 50円

<営業時間>

午後4時半～9時

※タオル・石鹸など入浴用品はご持参ください



井手町共同浴場運営委員会

Tel 82-5533

井手町大字井手小字段ノ下49番地の1

【シャキッと脳トレ～やってみよう!～】

次の文字を組み合わせて1つの漢字を完成させて下さい。

- ① 木×3 = □
 ② ム+月+ヒ×2 = □

すいみん 良い睡眠で、からだも心も健康に

睡眠には日中の疲れを回復させるだけではなく、脳の機能を維持するための重要な役割があります。適切な睡眠の量や質が認知症予防に効果があることが分かってきています。

30分の昼寝が認知症予防になる？

年齢とともに、昼間の覚醒を維持する力が落ちてきて、昼間にウトウトしている時間が長くなりがちです。脳の活動を停滞させ、夜の不眠や中途覚醒などをもたらす原因にもなります。こういった状態を予防するために「午後の決まった時間に30分程度の昼寝をすること」が効果的だそうです。

いしき 良い睡眠をとるために、以下のことを意識してみましよう

朝起きたら光を浴びてからだを覚醒させ、午後昼寝をすることによって、その後の活動性が高まります。また有酸素運動をおこなうことで、夜間の睡眠が深くなります。また、規則正しい食生活を送ることなどもポイントです。



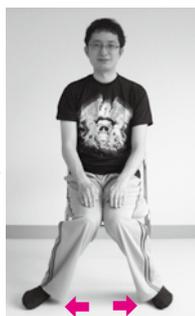
好評につき再掲載♪

ピンと体操 グーンと体操 シャキッと体操

おうちでできる運動もご紹介します。足腰を鍛えて歩く力をいつまでも保つことが健康寿命を伸ばす秘訣です。

初級編その二♪ 1種目10回を目安におこない、慣れてきたら2～3セットを目標にしましょう。

注) ストレッチなどで体をほぐしてからおこないましょう。



- 足の開閉
 (手順)
 ①足を閉じる
 ②できるだけ膝をくっつけた状態で両足を開く
 ③膝はくっつけたまま、ゆっくりと、元の位置まで閉じる
 ④くり返す



- 膝の曲げ
 (手順)
 ①ゆっくりと、できるだけ膝を曲げる
 ※太ももは動かさず、膝だけを曲げる
 ②ゆっくりと、元の位置まで足を下ろす
 ③反対側もくり返す

参考：独立行政法人国立長寿医療研究センター、2011、『認知症予防マニュアル 記憶力の向上を目指したプログラム』

シャキッと脳トレの正解：①森（もり）、②能（のう）



子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9時半～午後4時

12月	行事予定（行事がない日でも毎日遊びに来れます♪）		
と	き	内容	場所・備考
12日（木）	10:00～11:00	たんぼぼ広場 「リースづくり」	
16日（月）	10:00～11:30	リフレッシュ講座	※申込制
17日（火）	10:00～11:30	すくすく・のびのびクラブ	※申込制
19日（木）	10:00～11:30	子育てサークル 「さんさん会」	
20日（金）	10:00～11:00	たんぼぼ広場 「リースづくり」	
23日（月）	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館
1月			
8日（水）	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館
10日（金）	10:00～11:00	たんぼぼ広場 「お正月あそび」	

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います

一時預かり

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております（有料）

【利用時間】平日 8:30～16:30

土曜 8:30～12:00

※料金やその他詳細は子育て支援センター（Tel 82-2232）までお問い合わせください

親子の広場

*たんぼぼ広場

対象：妊婦～就園前の親子

*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

*すくすくクラブ

対象：1歳半～2歳半の親子（申込制）

*のびのびクラブ

対象：2歳半～就園前まで（申込制）



子育てサークル

*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：月1回程度

*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：月2回程度

場所：多賀保育園



※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。

年末火災防止運動を実施します

京田辺市消防署井手分署からのお知らせ

年末を迎えるにあたり家庭や職場で火を使う機会が多くなり、また忙しさで注意力が低下するなど、火災が起こりやすい時期に火災予防の強化をおこなうため年末火災防止運動を実施します。

実施期間 令和元年12月15日（日）～令和元年12月31日（火）

石油ストーブの安全な取り扱い

ストーブからの火災を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ① ストーブを使い始めるまえには点検をする。
- ② ストーブの近くに紙や衣類、カーテンなど燃えやすい物を近づけない。
- ③ ストーブの近くでヘアスプレーなど引火の危険があるものは使わない。
- ④ ストーブの上に洗濯物を干さない。
- ⑤ 石油ストーブには灯油以外のものを給油しない。
- ⑥ 灯油を補給する時は、必ず火を消し、あふれ出ないようにする。また、給油中はその場を絶対に離れない。
- ⑦ 外出する時や寝る時には、必ず火が消えていることを確認する。

お問い合わせ 京田辺市消防署 井手分署 TEL 82-3000



人権問題の解決を
みんなの手で

人権について考えよう！

令和元年度

人権擁護啓発ポスターコンクールの作品から

京都人権啓発推進会議では、京都府内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校及び外国人学校で学ぶみなさんに、人権をテーマとしたポスターの制作を通じて基本的人権について理解を一層深め、人権尊重の精神を養う機会としていただくため、人権擁護啓発ポスターコンクールを開催しています。令和元年度人権擁護啓発ポスターコンクールより、井手町の入選者の作品を紹介します。

作品から伝わってくる人権に対する純粋な気持ちにふれることにより、一人ひとりの心に訴えて、『人権の芽』を大きく育て、すべての人々の人権が尊重され相互に共存し得る平和で豊かな社会を築きましょう。

令和元年度人権擁護啓発ポスターコンクール入選作品



【佳作】
井手小学校1年 芝本 明季葉さん



【佳作】
井手小学校2年 西島 漣さん



【佳作】
井手小学校6年 小林 美瑠愛さん

【佳作】
多賀小学校1年 中田 穂さん



【佳作】
井手小学校6年 スタブズ 来嘉さん

京田辺市消防署井手分署からのお知らせ

平成24年10月から

京都府南部地域でもドクターヘリが運航を開始しています

大切な命を救うための活動を、救急隊と連携して行います。ドクターヘリは、小学校や中学校・高等学校などの広いグラウンドに着陸します。ご理解、ご協力をお願いします。

ドクターヘリ離着陸時のご注意

- ヘリコプターの離着陸により、突風が発生したり、砂埃が舞い上がることがありますので注意してください。
- ヘリコプターが離着陸する時には、窓を閉め洗濯物等は屋内にしまってください。
- 飛散物、ゴミ、板切れ等を拾っておいてください。
- ドクターヘリには近づかないでください。
- 空中から機外スピーカーで安全のための指示を呼びかけることがあります。
- ドクターヘリの着陸あるいは離陸方向の飛行経路の真下には、絶対に入らないでください



【お問い合わせ 京田辺市消防署井手分署 Tel 82-3000】



京田辺市消防署井手分署からのお知らせ
救急車適正利用について
 本当に救急車は必要ですか？

全国的に救急出動件数は年々増加しています。井手町でも、毎年救急出動が増加傾向にあります。

出動要請の中には単なる酒酔いや「どこの病院へ行ったら良いのかわからないので・・・」、「救急車で搬送してもらった方が、早く診てもらえるから・・・」など緊急性が低いと思われる病気やケガでの救急要請も少なくありません。本当に救急車が必要な方へ速やかに救急車を出動させることができなくなっています。

症状が軽い場合はご自身で最寄りの医院や病院へ行かれたり、また体の調子がおかしいなど感じたから早めに診察を受けるなど、大切

な命を救うために救急車の適正利用にご協力をお願いします。

救急車以外に搬送手段がなく、症状から緊急に病院への搬送が必要な場合は迷わず救急車を要請してください。

「救急車は町民の皆さんにとって大切なものです」有効に活用してください。

町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせは京田辺市消防署井手分署 (Tel 82・3000)

経営者の退職金 小規模企業共済制度のご案内

国がつくった安心でお得な制度です。商工会や金融機関などで加入手続きができます。

特長

- ① 月々の掛金は1000円、70000円で自由に設定でき、全額所得控除を受けられます。
- ② 経営者の退職金として受け取れ、共済金の受け取り時に税制メリットがあります。

詳しくはHP「小規模共済」で検索
 お問い合わせは、(独)中小企業基盤整備機構(電話050・5541・7171)まで

講座・教室

【いづみまなび教室】

《大正琴》
 日時/12月13日(金)・24日(火)・1月10日(金)
 午前10時～正午

持ち物/大正琴・楽譜
 場所/いづみ人権交流センター



《太極拳》
 日時/12月13日(金)・24日(火)・1月10日(金)
 午後1時半～3時半

持ち物/運動できる服装・上履き
 場所/いづみ人権交流センター
 《ペン習字》
 日時/12月19日(木)
 午後1時半～3時半

持ち物/筆ペンまたは筆
 場所/いづみ人権交流センター
 *お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで

【健康教室】

日時/12月19日(木)
 午前10時～11時半

持ち物/タオル・健康手帳・飲み物
 場所/いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター

流センター (Tel 82・3380) まで

健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》
 日時/12月12日(木)
 午後1時半～

場所/賀泉苑
 日時/1月9日(木)
 午後1時半～

場所/玉泉苑
 対象/65歳以上

*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3901) まで

【介護予防事業】

《脳トレ教室ひまわり》
 日時/12月11日(水)・1月8日(水)
 午後1時半～3時

場所/人権交流センター
 日時/12月11日(水)・1月8日(水)
 午後1時半～3時
 場所/賀泉苑

対象/65歳以上(ボランテニアを含め、予防ゲームや脳トレに興味のある方は年齢関係なく参加可能)
 持ち物/お茶(水分補給用)
 費用/無料

・申込みは不要です
 ・この教室では認知症のことや介護



などの相談も受け付けております。
*お問い合わせは、地域包括支援センター (TEL 82・3690) まで

子育て

【乳幼児健康診査】

《2歳6カ月児歯科健康診査》

日時/12月16日(月)

対象/H 29・3・24 ~ H 29・7・30生まれ

受付/午後1時~1時半

場所/保健センター

*お問い合わせは、保健センター (TEL 82・3385) まで

各種相談

【障がい者相談】

日時/12月24日(火)

午後1時半~4時

場所/役場西別館1階会議室

*障がい者相談は予約制です

*お問い合わせは高齢福祉課 (TEL 82・6165) まで

【こころの相談室(カウンセリン グ)】

日時/12月20日(金)・1月10日(金)

午前11時~午後1時50分

場所/いづみ人権交流センター相談室

*こころの相談室は予約制です

*お問い合わせは、いづみ人権交

流センター (TEL 82・3380) まで

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時/12月16日(月)

午後1時~4時

場所/賀泉苑

日時/1月6日(月)

午後1時~4時

場所/玉泉苑

*お問い合わせは、社会福祉協会 (TEL 82・3901) まで

*消費生活相談は、電話でも相談を受け付けております。相談専用番号 (TEL 090・5889・5367) まで

【母子の相談・教室】

《育児相談》

日時/12月11日(水)

午前9時半~10時半受付

場所/保健センター

日時/1月8日(水)

午前10時~11時半受付

場所/西部公民館

*ご希望の方は、保健センター (TEL 82・3385) まで

【無料法律相談】

日時/12月23日(月)

午後2時~4時

場所/玉泉苑

*無料法律相談は予約制です

*お問い合わせは、社会福祉協会 (TEL 82・3901) まで

水道管の凍結にご注意ください

12月から2月にかけて水道凍結事故が多発します。

気温が氷点下(特に冷え込んだ早朝)になると水道管内の水が凍り出なくなったり、水道管やメーターが破裂したりします。

【水道管の凍結に備えるため、次のような対策をして下さい。】

- ①屋外に露出している水道管には、保温材や布きれなどを巻く。
- ②蛇口から微量の水を出しておく。(その水をバケツや浴槽に溜めるなど、有効利用して下さい。)

【凍結してしまったときは】

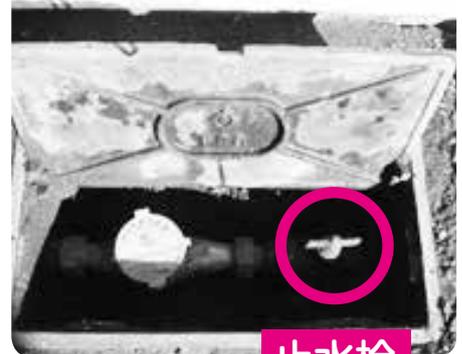
もし凍結したときは、蛇口の上にタオルや布をかぶせ、ぬるま湯をかけるなどして解冻して下さい。

急に熱湯をかけたりすると、ひび割れや破損することがあります。

【破裂してしまったときは】

メーターボックスの中の止水栓をしめ、町指定の給水装置工事店に修理を申し込んでください。

※お問い合わせは、上下水道課 (TEL 82-6169) まで



止水栓

給水を停止します!! 水道料金未納の方はご注意ください!!

井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されないと、事業の経営に支障が生じます。

負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付してください。なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止します。

また、お支払いに便利な口座振替もごございますので、どうぞご活用下さい。

※お問い合わせは、上下水道課 (TEL 82-6169) まで

彼方のゴールド 大崎 梢

野球もサッカーも知らずスポーツ雑誌に配属された明日香。彼女には、ある競技に纏わる苦い思い出が…。スポーツの舞台裏に新米記者が飛び込む！

雑誌現場のお仕事小説。



枝元なほみの今夜はおでん 枝元 なほみ

おでんがあれば、それだけで満足！

料理家・枝元なほみが、定番から地方ルーツのおでん、お酒にも合う大人が喜ぶおでんまで、様々なおでんレシピを紹介する。下ごしらえの方法、副菜のレシピ、おでんだね図鑑なども収録。



みーんなだいいクライ シンタ・アリーバス

今日は女の子の誕生日。だけど「ハッピーバースデーなんかうたわなないで！」って言って…。「みんなクライだけど、あたしのことはスキっておもってほしい」という女の子の複雑で気まぐれな感情がそのまま描かれている絵本。



アドリブ 佐藤 まどか

フルーツとの電撃的な出会いから5年。天性の才能を認められ、難関の国立音楽院に入学したユージだが、クラシック音楽界の厳しさを目の当たりにし…。イタリア、トスカナの小さな町に暮らす少年の青春音楽小説。



【開館日】 火曜日～日曜日
【開館時間】
4月～9月 午前10時～午後6時
10月～3月 午前10時～午後5時

☆貸し出し冊数および期間
図書は1人12冊・2週間
雑誌は1人5冊・2週間
視聴覚資料は1人3点・1週間

☆主な新着資料の紹介
12月 一般書
「グッドバイ」朝井まかて

「レームダツクの村」 神林長平
「タスキメシ・箱根」 額賀 滂
「星と龍」 葉室 麟
「しらふで生きる」 大酒 飲
「みの決断」 町田 康
「熊の皮」 ジェイムズ・A・マクラフリン
「41歳の東大生」 小川 和人
「児童書」
「さいたさいたゆきのはな」 鈴木 真実
「ノラネコぐんだんカレーライス」 工藤ノリコ
「くまくまばん」 西村 敏雄
「イヌと友だちのバイオリン」

「希望の図書館」 ルド
「親子で楽しむかみしばい」 12月・1月の図書館行事
12月14日(土)・1月11日(土) いずれも午後1時半～
図書館・絵本コーナー
《ゆかいなマジックショー！(幼児向け)》
12月16日(月) 午前10時15分から
玉川保育園
（観覧は自由です。ぜひいらして下さい。）
《クリスマス・お正月・ねずみの本の展示》
12月25日(水) まで



☆貸し出し冊数および期間
図書は1人12冊・2週間
雑誌は1人5冊・2週間
視聴覚資料は1人3点・1週間

「希望の図書館」 ルド
「親子で楽しむかみしばい」 12月・1月の図書館行事
12月14日(土)・1月11日(土) いずれも午後1時半～
図書館・絵本コーナー
《ゆかいなマジックショー！(幼児向け)》
12月16日(月) 午前10時15分から
玉川保育園
（観覧は自由です。ぜひいらして下さい。）
《クリスマス・お正月・ねずみの本の展示》
12月25日(水) まで

図書館・展示コーナー
12月・1月の出張貸出
☆賀泉苑(毎週水曜日 午前10時～正午)
12月11・18・25日
1月8・15・22・29日
☆玉泉苑(毎週木曜日 午後2時～午後4時)
12月12・19・26日
1月9・16・23・30日



ごみ収集日程表(12月11日～1月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク包装容器、カン、ビン、ペットボトルは透明・半透明の袋に入れて出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約 (Tel 82 - 6168) してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙〈その他の紙類〉ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	ペットボトル	粗大ごみ	プラマーク 容器包装	その他
北南水無	区 区 区	火・金曜日	12月26日	12月19日	12月12日	1月9日	水曜日	火曜日
玉石高	水垣高月 区 区 区	月・木曜日	12月27日	12月20日	12月13日	1月9日	水曜日	火曜日
上井手多賀	区 全 区	火・金曜日	1月9日	12月19日	12月12日	12月26日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課 (Tel 82-6168) まで

し尿収集日程 (令和元年10月から収集区域番号が変更になりました)

収集日	し尿収集 区域番号	収集区域
12月17日 1月10日	⑤	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
12月21日	⑨	西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
12月24日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜、阿弥陀寺
12月25日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内、下赤田、上赤田
12月26日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田、柏原
12月28日	⑮	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
12月11日 1月6日	①	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、鳥休、柴木田

ウチの
収集日は...



※し尿収集日程に関するお問い合わせは、役場産業環境課 (Tel 82-6168) まで

ごみの分け方・出し方 (ビン)

ビンの日に出せるもの、出し方

- ビン(洋酒・ジュース・ドリンク・調味料などのあきビン)を出すことができます。
- キャップを必ず外し、簡単な水洗いをした後、中身の見える袋に入れてください。
- キャップはその他ごみに出してください。
- 業者に引き取ってもらえるビンは出さないでください。
- 乳白色のビン、コップ、陶磁器類、ガラス、電球、蛍光灯、体温計等は〈その他ごみの目〉です。割れて危ないものは厳重に包み、《割れ物》と表示してください。



おめでとうございます

(10月16日から11月15日までの届け出分・敬称略)

出生

住所	赤ちゃん	届出人
井手	谷合 凜香	祥太郎
井手	脇本 大伍	真奈

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
市外局番 0774		市外局番 0774	
総務課	82-6161	保健センター	82-3385
地域創生推進室	82-6170	地域包括支援センター	82-3690
企画財政課	82-6162	泉ヶ丘中学校	82-2070
税務課	82-6163	井手小学校	82-2119
住民福祉課	82-6164	多賀小学校	82-2112
高齢福祉課	82-6165	玉川保育園	82-2153
保健医療課	82-6166	多賀保育園	82-2225
建設課	82-6167	いづみ保育園	82-4160
産業環境課	82-6168	子育て支援センター	82-3690
上下水道課	82-6169	環境衛生センター	82-4651
会計課	82-6171	学校給食センター	82-3617
議会事務局	82-6172	まちづくりセンター椿坂	82-3838
教育委員会(学校教育課)	82-4333	町立デイサービスセンター	99-4318
山吹ふれあいセンター (図書館・社会教育課)	82-5700	老人福祉センター [玉泉苑]	82-3499
		老人福祉センター [賀泉苑]	82-5059
いづみ人権交流センター		京田辺市消防署 井手分署	82-3000
同和・人権政策課	82-3380 82-4112	井手町役場 代表番号	82-2001
いづみ児童館			

玉水駅前休憩所 さくら

営業時間 午前9時～午後4時半
定休日 日曜・祝日

さくら

(TEL 0774-82-3174)



ハンバーグ定食

玉水駅前さくらでは、毎日手作りの日替わりランチを用意しています。

今月の紹介ランチは、ハンバーグ定食。柔らかな手ごね仕立ての愛情のこもったハンバーグなので、皆さまさくらにお越し下さい。(600円)

まちのカレンダー (12月11日～1月10日)

月日	曜日	行事
12/11	水	育児相談・遊びの広場(午前9時半～10時半受付、保健センター) 料理教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) むすび家カフェ(午前11時～午後4時、むすび家ide) パソコン教室(午後1時～3時、いづみ人権交流センター) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、賀泉苑/いづみ人権交流センター)
12	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑)
13	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
14	土	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館)
15	日	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide) IDE ゆうゆうスポーツクラブ 20周年記念事業(午前9時半～、泉ヶ丘中学校)
16	月	2歳6カ月児歯科健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑)
17	火	すくすく・のびのびクラブ(午前10時～11時半、子育て支援センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
18	水	むすび家カフェ(午前11時～午後4時、むすび家ide)
19	木	健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
20	金	こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制)
21	土	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
22	日	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
23	月	無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑・予約制)
24	火	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制) 太極拳教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
25	水	むすび家カフェ(午前11時～午後4時、むすび家ide)
26	木	
27	金	役場仕事納め(12月28日～1月5日まで閉庁)
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	
1/1	水	元旦
2	木	
3	金	
4	土	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
5	日	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
6	月	役場仕事始め 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)
7	火	
8	水	育児相談(午前10時～11時半受付、西部公民館) むすび家カフェ(午前11時～午後4時、むすび家ide) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、賀泉苑/いづみ人権交流センター)
9	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)
10	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制) 太極拳教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)



発行：京都府綴喜郡井手町
編集：企画財政課
井手町ホームページ
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

